

令和 5 年度  
**事 業 計 画 書**

令和 5 年 3 月 24 日作成

社会福祉法人大分県遺族会  
南春日保育所



## I 法人運営

### 1 法人の合併

令和 5 年 3 月の理事会、評議員会において、社会福祉法人新樹会との合併契約締結の承認を得られたので、本年 6 月 30 日の合併成立に向けて肅々と手続きを進めていくこととする。

### 2 役員・評議員の改選

理事・監事全員、評議員のうち平成 29 年 4 月に就任したした 4 名については、6 月開催予定の令和 5 年度定時評議員会まで任期満了となるので、改選を行わなければならない。

なお、改選後の役員、評議員の任期は定時評議員会から合併までとわずかな期間になるが、空白を作るわけにはいかないので、定款に従って改選手続きを実施することとする。

#### (1) 理事・監事

令和 5 年度第 1 回理事会で候補者を選定し、定時評議員会で新役員を選任する。

#### (2) 評議員

第 1 回理事会で候補者を選定し、評議員選任・解任委員会において新評議員を選任する。

## II 保育所運営

### 1 保育所運営方針

我が国の令和 4 年出生数は過去最少の 799,000 人、国の予測よりも 8 年も早く 80 万人を切るなど、少子化が想定を上回るペースで進んでいるが、これに対し岸田内閣は、異次元の少子化対策と銘打ち、子ども対策の強化について検討を進めている。

しかしながら、その効果は未知数であり、大分市をはじめ地方都市では当面は減少する子どもを保育・幼児教育施設が奪い合う展開が続くと予想される。

このことを保護者の視点で見れば、「わが子を入れたい園を選べる」ということになっていくことを意味する。

当南春日保育所においても、こうした時代の到来を見据え、保護者から「ぜひ入れたい、通わせたい」と思ってもらえるような、魅力ある保育所を目指し

て、日々努力を積み重ねていくことが求められる。

そのためには、保育士を確保するだけでなく、保育士、栄養士のスキルを向上させることが重要であり、その成果をもとにより充実した保育計画、給食実施計画を策定し、それを確実に実践していかなければならない。

一方、新型コロナウイルス対策については、3月13日からのマスク着用が個人の判断に委ねられることになり、5月8日には感染症法の分類が第2類から第5墨へと移行する予定となっている。また、県下の1日当たり感染者数は100人を下回る状況にあるが、今後も気を緩めることなく感染防止対策を徹底し、安全で、安心して子供を通わせられる保育所であり続けるよう最大限の努力を傾注していくことにしている。

令和5年度は、こうした保育所を取り巻く環境の変化を見据え、職員一丸となって事業計画の着実な実施に取り組むものである。

## 2 利用者数

### (1) 令和4年4月1日時点の入所者数（予定）

年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定 員	20人	30人	35人	35人	35人	35人	190人
入所者数	6人	18人	29人	33人	32人	33人	151人

育休取得保育士が4名いることもあるって受け入れ可能人数に制限があったが、それでも非常に厳しいスタートとなっている。

### (2) 今後の見通し

育休取得保育士が5月以降順次復帰してくると0歳児、1歳児の受入れ可能人数も増加する見込みである。

## 3 職員

### (1) 4月1日在籍職員（予定）

32名（新規採用者を含む）

- ・管理部門 所長1名 事務長1名 主任保育士1名
- ・保育部門 保育士23名（内正規18名 パート5名） 看護師1名
- ・給食部門 栄養士3名 パート(調理補助)2名

### (2) 職務分担表

産休・育休取得者の復帰見込み、パート職員の就労可能時間数などを踏まえて現在作成中。

### (3) 勤務時間の割り振り

- ① 保育士（正規職員）
  - A 7時00分～16時00分 (早番) 3名
  - B 8時00分～17時00分 (普通勤務)
  - C 8時45分～17時45分 (中番) 3名
  - D 9時15分～終了まで (遅番) 3名
- ② パート(1)保育士  
9時00分～16時00分
- ③ パート(2)保育士  
7時00分～19時00分の間で保育所の希望と本人の勤務可能時間をすり合わせしながら決定する。
- ④ 栄養士（正規職員）  
8時00分～17時00分
- ⑤ パート調理員  
8時00分～13時00分

#### (4) 今年度採用計画

退職者の補充、産休・育休取得予定職員の代替職員の確保が必要となる。

- ① 正規職員
  - ・保育士 1名（4月1日付採用）
  - ・栄養士 1名（4月1日付採用）
- ② 臨時職員
  - ・保育士 園児数の推移を見ながら必要に応じて採用予定。
- ③ パート職員
  - ・保育士 園児数の推移を見ながら必要に応じて採用予定。

#### (5) 職員の資質向上

職員会議や職員研修を充実させることにより、情報の共有とスキル向上を図る。

- ① 研修の目指すもの
  - ・保育士自身が問題意識を持ち、自己評価につなげる。
  - ・職員全体が目的意識を共有する。
  - ・研修の効果をそれぞれの者が確認する。
  - ・研修を通して専門性をより高め、職員の共通理解を図る。
- ② 研修の種類
  - ・職員会議 遊びや行事について詳細に検討する。
  - ・園内研修 毎月1回開催し、実践の具体化、情報交換を行う。
  - ・園外研修 現在のところコロナ禍もあってリモート研修が中心だが、コロナが終息に向かえば、外部研修も積極的に行っていくこととする。

## (6) 職員待遇の充実

定年を65歳まで延長する。満60歳以降の勤務労働条件については理事長が別途定める。

## 4 保育計画

### (1) 保育目標

- ・「やさしいこころ たくましいからだ」
- ・よく見、よく考えるこどもに

### (2) 保育時間

- ・午前7時15分～午後6時15分（延長保育19時15分）

### (3) 保育内容

#### ① 安心・安全いきいき保育の徹底

- ・朝・夕の受け渡しの充実
- ・家庭的な雰囲気で一人ひとりを大切にした保育
- ・げんき・えがお・チャレンジの保育
- ・体験重視の保育（農作物の栽培、動物との触れ合い、自然体験を通して人や自然との関係を深める）
- ・子どもが主体的に遊べる保育（外遊びを中心とした室内外の環境設定）
- ・感性の保育（わらべうた・絵本の読み聞かせ）
- ・給食の充実（食材の精選、クッキングを通しての食育活動、バイキング形式の給食）
- ・日本の伝統文化を大切にした行事への取り組み

#### ② 心身の健全発達

- ・外遊びの充実・薄着保育・はだし保育

#### ③ 地域とのかかわり

- ・地区の老人との触れ合い会  
(七夕触れ合い会・老人会・運動会・お正月触れ合い会)
- ・府内戦紙への参加（子ども戦紙参加）
- ・地区のお祭り（演技参加（4・5歳児））

## 5 給食実施計画

### (1) 共通

健康な生活を基本として「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うこ

とを目標として実施する。給食会議にて月の反省と翌月の検討をする。(所長・主任・担当保育士・調理担当者)

- ① 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみよく遊んでよく眠って、よく食べるという自然のリズムを大切にする。
- ② 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成する。また評価及び改善に努める。
- ③ 子どもが自ら感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関りや食に関わる保育環境に配慮する。
- ④ 体調不良、食物アレルギーなど一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下対処する。

## (2) 年齢別

### ① 乳児

月齢やその子どもひとり一人の状態を見て食事の内容、時間を配慮し、初期・中期・後期と離乳食を与えていく。

### ② 1～2歳児

完全給食、朝のおやつ、午後の手作りおやつ

### ③ 3歳以上児

主食は家庭持参、副食給食 午後の手作りおやつ

## 6 健康管理計画

### (1) 児童

- ・小児科検診 年2回実施予定（西の台医院）
- ・歯科検診 年2回実施予定（大谷小児歯科）

### (2) 職員

- ・定期健康診断 年1回実施（全員）
- ・検便 月1回実施（調理担当・保育担当）

## 7 保育過程の編成と実施計画

### (1) 保育の計画

次の視点を踏まえて保育課程を策定する。

ア 南春日保育所の保育の理念・方針・目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ作成。

イ 地域の実態、子どもや家庭の状況、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって編成する。

ウ 子どもの生活の連続性や発達の連続性に留意し編成する。

(2) 年齢別指導計画（別紙）

① 指導計画の作成

- ・保育過程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画とそれに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成する。
- ・子どもひとり一人の発達過程や状況を十分に踏まえる。
- ・子どもの発達過程を見直し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定する。
- ・具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして快適な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにする。

② 留意すべき事項

- ・3歳未満児については、一人ひとりの子どもの成育歴、心身の発達、活動の実態に即して、個人的な計画を作成する。
- ・3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動ができるように配慮する。
- ・異年齢で構成されるグループの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程を把握し、適切な助言や環境構成に配慮する。
- ・延長保育は、子どもの生活リズムや心身の状態に配慮し、保育内容や家庭との連絡などを保育計画に入れる。

(3) 安全管理

- ① 常に子どもの心身の状態等を把握するとともに、保育所内外の安全点検を怠りなく実施するなど、保育中の事故防止のために必要なことについて、職員の共通理解、情報共有のもとで着実に実行する。
- ② 災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施し、不測の事態に備えて対応を図る。

(4) 各種計画

- ・全体的な計画 (作成中)
- ・消火・避難訓練計画 (〃)
- ・食育計画 (〃)
- ・年間行事計画 (〃)

## 8 保護者支援と地域との連携

(1) 保護者に対する支援

- ① 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する。

- ② 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。
- ③ 保育士の専門性や子ども集団が常に存在する環境等、保育所の特性を生かす。
- ④ ひとり一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、養育力の向上に資するよう、適切に支援する。
- ⑤ 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重する。
- ⑥ 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知りえた事柄の秘密保持に留意する。

#### (2) 地域との連携

新型コロナの感染状況を慎重に見極めながら、可能な限り連携を進めていくこととする。

- ① 小学校や近隣の幼稚園、保育園との連携を図る。交流会や公開保育、研修会などに積極的に参加し一緒に学びあい相互関係を深める。
- ② 地域の行事に参加したり、交流を深めたりする中で地域に根差し愛される保育所を目指す。

#### (3) 相談及び苦情解決

利用者や地域住民からの相談、苦情等に的確に対応するため、定例の福祉サービス相談委員会を年2回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

苦情受付担当者　　主任　　江藤　博美  
苦情解決責任者　　所長　　平松　雅彦  
第三者委員　　松下有加利、岡　テルミ、仲町睦子、安倍りつ子

### 9 園内安全計画

消防計画、保健衛生管理対策マニュアル、感染症対策マニュアル、緊急対応マニュアルなど様々な安全に関する計画について、職員一人ひとりが理解し、自身の役割、任務をしっかりと果たしていくことにより、園内の安全を確保しなければならない。